

<『特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の手続』に関する正誤表について>

令和6年11月  
特許庁国際出願室

本テキスト『特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の手続』の掲載内容の一部につきまして誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。

【訂正箇所一覧】

掲載箇所	誤	正
受理官庁【手続編】 第5章 第7節 優先権の回復 P.72 3. 優先権の回復請求の方法 (1) ②電子出願の場合	b 出願後、速やかに「手続補足書」に「優先権の回復理由書」を添付して提出します。 [様式2-28][様式2-30]	b 出願後、回復請求期間内に「優先権の回復理由書」を提出します。 [様式2-30]
受理官庁【様式編】 2. 国際出願の中間手続 2-28 手続補足書（日本語出願手続用）（特例施様32の2） P.308 様式末尾	（注2）オンライン出願の際に、優先権の回復請求の欄（願書第VI欄）において、優先権の回復請求を行った場合は、国際出願の日から3日以内に手続補足書に優先権の回復理由書を添付して提出しなければなりません。その場合、「5 補足の内容」の欄には「優先権の回復理由書」、「6 提出物件の目録」の欄には「PCT/JP20XX/087654 優先権の回復理由書 1通」と記載します。	（注2）削除
受理官庁【様式編】 2. 国際出願の中間手続 2-28 手続補足書（英語出願手続用）（特例施様32の2） P.309 様式末尾	（注2）オンライン出願の際に、優先権の回復請求の欄（願書第VI欄）において、優先権の回復請求を行った場合は、国際出願の日から3日以内に手続補足書に優先権の回復理由書を添付して提出しなければなりません。その場合、「5 補足の内容」の欄には「Reason for Restoration of Right of Priority」、「6 提出物件の目録」の欄には「PCT/JP20XX/087654 Reason for Restoration of right of Priority:1 copy」と記載します。	（注2）削除